

名古屋市告示第26号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 8年 1月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
特定非営利活動法人 かくれんぼ 名古屋市北区金城町 4丁目56番地	相談支援事業所 かくれんぼ 名古屋市北区金城町 4丁目35番地の1	特定相談支援	2337300095	令和 7年 9月 5日
		障害児相談支援	2377300104	令和 7年 9月 5日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課